

起業家支援資金保証料補給のご案内

和歌山市では、これから事業を起こそうとしている方々、及び事業を開始して5年未満の事業者を支援するため、和歌山市中小企業融資制度の起業家支援資金をご利用された方々の信用保証料の一部を補給します。

☆起業家支援資金の概要

| | |
|-------|--|
| 融資対象 | 和歌山市中小企業融資制度の対象者の要件を満たす方で、次の①から⑤までのいずれかの条件を満たす方 ①事業を営んでいない個人で1か月以内(※1)に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で2か月以内(※1)に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ③既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ④事業を開始した後の期間が5年未満の個人 ⑤設立の日以後の期間が5年未満の会社(※2) ※1 「認定特定創業支援等事業(注1)」の支援を受けた場合は、6か月以内 ※2 既存の会社が事業を継続しつつ新たに設立したものを含む。 |
| 貸付限度額 | 3,500万円以内 |
| 資金使途 | 運転資金、設備資金 |
| 貸付期間 | 10年以内(うち、据置1年以内可) |
| 返済方法 | 均等分割返済 |
| 保証人 | 信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による |
| 利率 | 年1.0%以内 |
| 担保 | 不要 |
| 信用保証料 | 1.00%(責任共有制度対象外) |

☆保証料補給の概要

| | |
|-------|--|
| 補給額 | 信用保証料の初年度分(1年分)に相当する額 |
| 申請手続き | 融資の実行が確認でき次第、市から補給金申請の案内等を送付しますので、それに基づいて市に関係書類を提出してください。 |
| 注意点 | ①同一年度(4月～3月)につき補給を受けられるのは1回限りとなります。また、補給金の交付は予算の範囲内で行いますので、予算額に達し次第、交付申請を締切させていただきます。 ②交付申請は融資実行の後となるため、金融機関への融資申込の時点で予算額に達していなくても、申請できない場合があります。 ③補給金の交付を受けた方が、借入期間を繰り上げて1年以内に償還し、信用保証協会から信用保証料の返納をうけたときには、市に届け出るとともに、補給した金額の割合分を返還していただきます。 ④「まちなか(注2)」に事業所を新設するために起業家支援資金をご利用された方については、「まちなか新規出店促進保証料補給金(注3)」を申請することができます。 |

(注1)「認定特定創業支援等事業」とは、市の創業支援等事業計画に基づく継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業

(注2)「まちなか」とは、本市が平成11年3月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める中心部地域のうち、都市計画法第8行第1項第1号の商業地域

(注3)「まちなか新規出店促進保証料補給金」の補給額は、信用保証料の2分の1に相当する額で上限30万円(詳細については、<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1007360/1009293.html>まで)

★融資の申込については、取扱金融機関に直接お問い合わせ下さい。

・三菱UFJ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行 ・みずほ銀行 ・南都銀行 ・池田泉州銀行 ・紀陽銀行 ・三十三銀行
・関西みらい銀行 ・きのくに信用金庫 ・商工組合中央金庫 ・和歌山県信用農業協同組合連合会

★和歌山市中小企業融資制度の詳細については、和歌山市商工振興課までお問い合わせください。

★中小企業融資制度を含む和歌山市の企業支援情報については、和歌山市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/>



<お問い合わせ先>
〒640-8511
和歌山市七番丁23番地
和歌山市 商工振興課
TEL:073-435-1233

中小企業融資制度の概要(起業家支援資金以外)

| 制度名 | 普通事業資金 | 小口応援資金 | セーフティネット資金 | 海外展開支援資金 | 災害復旧支援資金 |
|------|------------------------------|--|--|-------------------------|---|
| 融資対象 | 中小企業者 | 小規模企業者 (従業員20人以下、商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は5人以下) | 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号」の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方 | 海外市場への輸出にかかる事業を行う中小企業者 | ①自然災害等で直接被害を受け、市長の罹災証明を受けた中小企業者 ②感染症法における指定感染症又は市長が特に対応が必要と認めた疫病等の影響により、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1)最近1か月の売上高又は売上総利益が過去3年のいずれかの同月に比べ5%以上減少 (2)その後2か月を含めた3か月の平均売上高又は平均売上総利益が過去3年のいずれかの年の同時期に比べ5%以上減少と見込まれること |
| 貸付限度 | 8,000万円以内 | 2,000万円以内 | 8,000万円以内 | 8,000万円以内 | 8,000万円以内 |
| 資金使途 | 運転資金、設備資金、返済資金(返済資金は条件あり) | | | 運転資金、設備資金 | 運転資金、設備資金 |
| 貸付期間 | 運転資金:7年以内 設備資金・返済資金:10年以内 | 運転資金・返済資金:7年以内 設備資金:10年以内 | 運転資金:7年以内 設備資金・返済資金:10年以内 | 運転資金:7年以内 設備資金:10年以内 | 運転資金:7年以内 設備資金:10年以内 |
| 返済方法 | 均等分割返済 | | | | |
| 保証人 | 信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による | | | | |
| 利率 | 年1.9%以内 | 年1.0%以内 | 年1.1%以内 | 年1.6%以内 | 年1.2%以内 |
| 保証料 | 0.45%~1.90% 【責任共有対象】 | 0.50%~2.20% 【責任共有対象外】 | 第1~4.6号 0.90%【責任共有対象外】 第5.7.8号 0.80%【責任共有対象】 | 0.45%~1.90% 【責任共有対象】 | 0.45%~1.90% 【責任共有対象】 |
| 担保 | 信用保証協会所定の条件による | | | | |

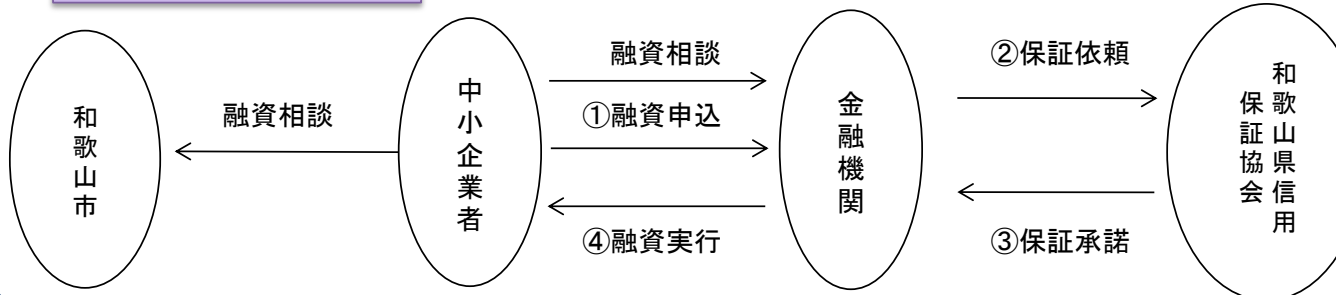
補給制度について

信用保証料補給制度

| 補給対象者 | 補給額 |
|--------------------------------------|---|
| 起業家支援資金「一般枠」の利用者 | 信用保証協会に支払った信用保証料の初年度分(一年分)に相当する額。 |
| 普通事業資金、小口応援資金及び起業家支援資金のうち「まちなか枠」の利用者 | 信用保証協会に支払った信用保証料の2分の1に相当する額。ただし、30万円を限度とする。 |

※いずれも予算の範囲内となりますので、予算に達し次第締め切りとなります。

融資の申込手続きの流れ



中小企業の範囲

資本金又は従業員数のどちらかの要件を満たしていること

| 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|------------------|-----------|--------|
| 製造業等(建設業、運送業を含む) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業(飲食業を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等 | — | 300人以下 |

政令特例業種

| | | |
|-------------------|-----------|--------|
| ゴム製品製造業 | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |